

償却資産の申告は、1月31日(金)までにお願いします！

申告期間：1月6日(月)～1月31日(金)

令和7年1月1日時点で美里町内に償却資産を所有しているかたは、申告書の提出をお願いします。
なお、1月1日時点で償却資産を所有していない場合でも、美里町内で事業を行っているかたは、償却資産がない旨の申告をお願いします。

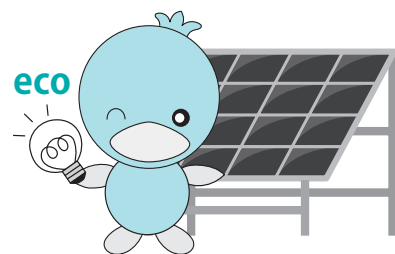
償却資産とは…

土地および家屋以外の事業のために用いることができる資産（機械・器具・備品など）で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に含まれるものをいいます。なお、償却資産には太陽光発電設備や構造物（舗装路面、フェンスなど）も含まれます。

太陽光パネルを設置して売電する場合は申告が必要です

土地や家屋の屋根などに、発電出力10kW以上の太陽光パネルを設置して売電する場合は、原則売電事業となり償却資産の申告が必要です。

ただし、家屋に一体の建材（屋根材など）として設置する場合、固定資産税（家屋）として課税されるため、申告の必要はありません。



▶所有者および発電規模別の課税区分

所有者	10kW以上の太陽光発電設備	10kW未満の太陽光発電設備
個人	経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して売電する場合は、売電事業用の資産となり課税の対象です。	売電事業用の資産とはなりませんので、償却資産としては課税の対象外です。
個人（個人事業主）	店舗やアパート、工場などを営む個人事業主のかたが、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、売電の有無にかかわらず事業用の資産として課税の対象です。	
法人	事業の用に供している資産として、売電の有無にかかわらず課税の対象です。	

▶再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について

令和6年の税制改正で、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例の内容が見直されました。取得時期が令和2年4月1日から令和6年3月31日までの特例内容および今回見直された詳しい内容については、税務課 資産税係までお問い合わせください。

※前年度に申告されたかたには、12月中旬に申告書を送付しました。初めて申告する場合など、お手元に申告書がない場合はご連絡ください。なお、申告書は町ホームページからダウンロードできます。



町ホームページ
QRコード

問合せ＝税務課 資産税係 ☎76-5131

こども未来課 子育て支援係からのお知らせ 問76-2277

不妊治療費・不妊検査費・不育症検査費助成事業のお知らせ

町では、子どもを望む夫婦に対し、不妊・不育症検査費、不妊治療費の負担を軽減するため、費用の一部を助成します。

早期不妊検査費・不育症検査費助成事業

【対象者】

下記①～④の全ての項目に該当するかた

- ①申請時に夫婦（法律上の婚姻をしている夫婦のほか、事実婚も対象）であって、双方または一方が美里町に住民登録があること
- ②検査開始時の妻の年齢が43歳未満であること
- ③県内の他の市町村において、同様の助成金などの交付を受けていないこと
- ④町税を滞納していないこと

【対象検査】

- 医療機関において実施した不妊症・不育症の診断のために医師が必要と認めた一連の検査
- 夫婦が共に受けた不妊検査・不育症検査（検査開始日が同日でなくてもよい）
- ※ただし、不育症検査については妻のみの検査の場合でも助成の対象となります。
- 夫婦が受けた検査開始日のいずれか早い日から1年以内のもの

○不妊検査・不育症検査期間の終了日の属する年度内であるもの

○医療保険適用・適用外を問わない
※補助対象について不明な点がある場合は個別にご相談ください。

【助成内容】

夫婦が共に受けた不妊症・不育症（ただし、不育症検査の場合は妻のみでも可）のための検査に係る費用で、4万円を限度（千円未満切り捨て）とし、夫婦1組に対し不妊検査及び不育症検査それぞれ1回限り助成します。

【申請期限】

検査期間の終了日の属する年度内にこども未来課窓口まで申請してください。

【その他】

申請方法や申請書類など、詳しくは町ホームページをご確認ください。



町ホームページ
QRコード

不妊治療費助成事業

【対象者】

下記①～③の全ての項目に該当するかた

- ①夫婦（法律上の婚姻をしている夫婦のほか、事実婚も対象）の一方または双方が美里町に住民登録があること
- ②該当する治療（保険適用外不妊治療費）時に町内に在住し、助成金の支給後も町に継続して居住する意思のあること
- ③町税を滞納していないこと

【助成内容】

夫婦間における保険適用外治療費の7割で、30万円を限度（千円未満切り捨て）に通算5年助成します。

【申請期限】

助成対象経費を支払った日から1年以内にこども未来課窓口まで申請してください。

【その他】

申請方法や申請書類など、詳しくは町ホームページをご確認ください。



町ホームページ
QRコード

